

レセ電通信医 2025005 号
令和 7 年 5 月 29 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）」の
厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 164 号）が令和 7 年 5 月 20 日に告示され、同年 5 月 21 日付けで適用されたことに伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）」（以下「記録条件仕様」という。）が下記のとおり更新され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

記

○ 更新内容

記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に次の項目が追加された。

【追加項目】

- 「0366 アコラミジス塩酸塩」
- 「0367 アザシチジン＋イボシデニブあり」
- 「0368 イボシデニブ」
- 「0369 ラゼルチニブメシル酸塩」
- 「0370 グセルクマブ（点滴静注用に限る。）」
- 「0371 チスレリズマブ」
- 「0372 チソツマブ ベドチン」